

申請日 2022 年 8 月 2 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) 株式会社エスコンアセットマネジメント
(代表者) 鍵山武治

監督上の処分に係る報告書

当社は、2022年7月15日付金監督第1801号をもって金融庁より、金融商品取引法第52条の規定に基づく監督上の処分（業務停止命令）を受けましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第26号の規定に基づき、報告いたします。

記

監督上の処分を 発出した行政 庁の名称	金融庁
監督上の処分 の概要	業務停止命令
処分により是 正される業務 等の概要	新たな資産運用委託契約の締結禁止及び不動産（不動産信託受益権を含む）の取得に係る運用指図禁止（令和4年7月15日から令和4年10月14日までの間）
処分等の期間	令和4年7月15日から令和4年10月14日までの間
影響を受ける ファンド等の 名称	業務停止命令に関わる投資法人は「エスコンジャパンリート投資法人」ですが、下記項目の記載の通り、現時点において、当該処分は本投資法人に影響を及ぼすものではありません。
ファンド等の 管理、運用又は 処分に与える 影響の概要	業務停止命令の内、「新たな資産運用委託契約の締結禁止」は、本資産運用会社が新規に資産運用委託契約を締結することを3か月間禁止するものですが、本投資法人が本資産運用会社に委託している資産運用業務を対象とするものではありません。また、「不動産（不動産信託受益権を含む）の取得に係る運用指図禁止」により3か月間は本投資法人の追加物件を新たに取得する業務は禁止されますが、本投資法人が既に保有する資産の管理・運営などの業務に制限が課されるものではありません。 そのため、現時点において、当該処分は本投資法人の管理、運用又は処分に影響を及ぼすものではありません。